

# 「デジタル・クリエイティブ産業」PR 動画作成業務 仕様書

## 1 業務の名称

「デジタル・クリエイティブ産業」PR 動画作成業務

## 2 趣旨・目的

群馬県は、製造業に次ぐ新たな産業の柱として、デジタル・クリエイティブ産業を目指している。デジタル・クリエイティブ産業とは、「デジタル」技術と、エンターテインメントなどの「クリエイティブ」の技術やアイデアが融合した「人を魅了するワクワクする付加価値」を創造する新しい産業である。

同産業の創出に向け、「tsukurun」や「TUMO Gunma」など、最先端のデジタル技術に触れることのできる施設を展開し、日本一のデジタルクリエイティブ人材輩出県を目指している。また、令和7年3月に「Gメッセ群馬クリエイティブ拠点化基本構想」を策定し、「クリエイティブの発信源」に向けた施策を実施している。

デジタル・クリエイティブ産業についての概要や今後の展開、県の取組等を広く理解してもらうため、PR 動画を作成し、魅力的かつ効果的な発信を行い、認知度向上につなげることを目的とする。

## 3 業務委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

## 4 委託予算額

6, 420, 000円（消費税額及び地方消費税額を含む）を上限とする。

## 5 業務の内容

本業務の内容は別記のとおりとし、具体的な内容については、委託事業者と相談の上、決定する。

## 6 事業スケジュール（予定）

- (1) 撮影に当たって必要な事項の調整

契約締結後順次

- (2) 撮影・編集

契約締結後順次

- (3) 群馬県への動画納品

「デジタル・クリエイティブ産業」PR 動画：令和8年3月10日まで

「Gメッセ群馬クリエイティブ拠点化基本構想」PR 動画：令和8年3月10日まで

- (4) 実績報告書

令和8年3月下旬

## 7 成果品一覧

| 成果物           | 納品方法                                                                  |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------|
| PR 動画データ      | 上記6(3)に記載の期限までに、電子データ（Adobe Premiere Pro 及びmp4 等の動画形式）を電磁的記録媒体に保存して提出 |
| 動画作成に関する実績報告書 | 上記6(4)に記載の期限までに、Microsoft「Word」や「PowerPoint」で作成した電子データをメール提出          |

※Adobe Premiere Pro による納品データは、後で編集が可能なように、音源・画像・テロップ等はレイヤー を分けて制作すること

## 8 留意事項

- (1) PR 動画発信にあたり、各種法令の遵守や個人情報の保護に十分留意すること
- (2) 本業務を遂行するために必要な人員は、受託者において配置することとする。この際、人件費、交通費、宿泊費、各種謝礼及びその他必要な費用は全て契約金額に含めること

- (3) PR 動画作成にあたり、何らかのトラブルが発生した場合は、速やかに群馬県に報告するとともに、受託者の責任において適切な対応を行うこと

## 9 事業実施計画書の提出

契約締結後、速やかに事業実施計画書を提出すること

## 10 事業完了報告書の提出

業務完了後、速やかに事業完了報告書を提出すること

## 11 その他

- ・契約は、選定された企画提案書と本仕様書の内容について、改めて委託者と受託予定者で細部を打合せの上、締結する。
- ・本仕様書に定めのない事項については、都度協議により決定する。
- ・本事業を進める際は、県と十分な協議を行うものとする。
- ・本事業の執行段階において、両者協議の上、本仕様書の内容を変更することができる。
- ・受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- ・災害等やむを得ない理由により、委託業務の内容・実施時期を変更することがある。
- ・受託者は成果物が他者の所有権や著作権を侵害しないことを保証すること。第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- ・本業務に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）及びその他の利権は、すべて県に帰属するものとし、今後、制作物を利用・複製する際に、団体・個人の同意や同意に伴う金銭の支払いが発生しないようにすること

(別記)

## 「デジタル・クリエイティブ産業」PR 動画作成業務 業務内容

### ① 「デジタル・クリエイティブ産業」PR 動画

#### ア 利用シーン

県民や各地域の議員向け

#### イ(1)デジタル・クリエイティブ産業の定義について

〈定義〉

デジタル・クリエイティブ産業は、「デジタル」技術と、エンターテインメントなどの「クリエイティブ」の技術やアイデアが融合した「人を魅了するワクワクする付加価値」を創造する新しい産業のことである。

これは群馬県が独自に定義し、これまで誰も取り組んでこなかった全国で唯一無二の産業であり、2040年には、製造業と並ぶ新たな産業の柱へと成長することが目標である。

同時にデジタル・クリエイティブ産業で培った技術や人材が、製造業を始めとした既存産業にも波及することで、群馬県の産業全体を成長させることを目指している。

#### イ(2)デジタル・クリエイティブ人材の定義について

〈定義〉

デジタルクリエイティブ人材とは、デジタル分野に関する専門的な知識及び技術を有する者で、自ら創造し考える力を持ち、その能力を活用してあらゆる産業の活力を生み出し、新たな価値の創造をもたらす人材である。

群馬県は、小中高生を対象とした最先端のデジタル機材やソフトウェアで創作活動を行える全国初の施設「tsukurun」や、中高生を対象としたアルメニア発世界基準のデジタル技術プログラムを体系的に学ぶことのできる「TUMO Gunma」を県内に展開し、多くの子どもたちが、最先端のデジタルクリエイティブに触れることのできる環境整備を行っている。

#### ウ 構成例

- a. オープニング
- b. 内容
- c. エンディング

#### エ 長さ・本数

5～6分間程度・1本以上

#### オ その他

ウ-b. 内容については、以下の項目について、構成に加えること

- ・デジタル・クリエイティブ産業の定義について
- ・デジタルクリエイティブ人材育成への県の取組について
- ・今後の展開について

### ② 「Gメッセ群馬クリエイティブ拠点化基本構想」PR 動画

#### ア 利用シーン

クリエイティブ拠点化プロジェクトへの参画を目指すクリエイティブ関連企業向け

#### イ 「Gメッセ群馬クリエイティブ拠点化基本構想」の概要や今後について

添付資料を参照

#### ウ 構成例

- a. オープニング
- b. 内容
- c. エンディング

#### エ 長さ・本数

5～6分間程度・1本以上

1分程度・1本以上

#### オ その他

ウ-b. 内容については、以下の項目を構成に加えること

- ・人材育成について

- ・企業集積について
- ・情報発信について

エ本編動画を活用した60秒程度の動画を1本以上作成すること。なお、短時間の動画視聴でも、動画の趣旨が分かる内容とすること

### **OPR 動画作成の注意点**

- ・動画①、②について内容が重なる場合、動画の一部を共用することも可能とする。
- ・予定撮影地については、企画提案書に記載すること
- ・映像だけでなく、文字も活用し、視聴者に分かりやすい内容とすること
- ・短時間の動画視聴でも、動画の趣旨が伝わる内容とすること
- ・動画のイメージに合致する適切なBGMを使用すること
- ・著作権及び関連するすべての権利を侵害しないこと。違反が発覚した場合、全責任は提供者が負うものとする。
- ・保有する既存のデータを使用することは妨げない。また、協議の上、県の保有する動画/画像データを提供することも可とする。
- ・PR 動画作成に伴い、出演者（声優を含む）を起用する場合は、出演者及び所属事務所との調整、撮影許可の取得等を実施すること。なお、本プロポーザルは特定のインフルエンサー等を起用することを想定したものではない。